

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

入札説明書

2023年11月20日時点

令和5年(2023年)8月

熊本市

目 次

第1章 入札説明書等の位置づけ	1
第2章 事業の目的及び内容	2
第1節 事業の目的	2
第2節 教育の基本的な考え方と施設整備等方針	2
第3節 脱炭素社会に向けた取組推進	3
第4節 事業名称	3
第5節 学校施設等の管理者の名称	3
第6節 事業の内容	3
第7節 事業の対象範囲	4
第8節 契約金額（消費税等相当額を含む金額）	5
第9節 契約金額の支払い	5
第10節 事業スケジュール（予定）	6
第11節 本事業の実施に関する契約	6
第12節 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	7
第13節 遵守すべき法制度等	7
第3章 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
第1節 入札参加者の構成等	8
第2節 業務実施企業の参加資格要件	8
第3節 入札参加者の制限	13
第4節 参加資格者名簿に登録されていない者の参加	13
第5節 入札参加資格要件の確認基準日	15
第6節 入札参加者の変更	15
第4章 事業者の募集及び選定に関する事項	16
第1節 募集及び選定方法	16
第2節 募集及び選定スケジュール	16
第5章 入札手続等	17
第1節 担当窓口	17
第2節 事業担当課	17

第3節 入札に関する手続	17
第4節 入札参加に関する留意事項	21
第5節 入札に参加する者が1者である場合の措置	23
第6節 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	23
第7節 入札結果の公表に関する事項	23
第8節 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明	23
第9節 必要事項の通知	23
第10節 入札予定価格	23
第6章 事業者選定の概要	24
第1節 事業者選定方式	24
第2節 事業者の選定方法と選定の体制	24
第3節 選定審議会	24
第4節 入札書類の審査	24
第7章 提案に関する条件	27
第1節 立地条件等	27
第2節 施設の設計、建設等の提案に関する条件	28
第3節 本市の費用負担	28
第4節 土地の使用	29
第5節 保険	29
第6節 本市と事業者の責任分担	29
第8章 契約に関する事項	30
第1節 契約手続	30
第2節 契約の枠組み	30
第3節 契約金額	30
第4節 契約保証金	31
第5節 事業者の契約上の地位	31
第6節 技術者の配置について	31
第9章 提出書類	33
第10章 その他	35
第1節 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	35

第2節 事業の継続が困難となった場合の措置 35

別紙1 入札説明書等に関する質問書

別紙2 個別対話参加申込書及び個別対話の議題

第1章 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、熊本市（以下「本市」という。）が、天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する以下の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- | | |
|-----------------|---|
| 要求水準書（添付資料を含む。） | ： 本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、工事監理のサービス水準を示すもの |
| 落札者決定基準 | ： 入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの |
| 様式集 | ： 入札参加資格審査及び入札書類審査の作成に使用する様式を示すもの |
| 設計建設工事請負契約書（案） | ： 本事業の実施に係わる契約（以下「契約」という。）の内容を示すもの（共同企業体協定書及び設計建設工事請負契約約款（案）により構成され、設計建設工事請負契約約款（案）には、別紙も含まれる。） |

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2章 事業の目的及び内容

第1節 事業の目的

本市では、令和4年（2022年）12月に策定した「天明校区施設一体型義務教育学校基本計画」に基づき、天明校区の小学校4校（中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校及び川口小学校）と天明中学校を統合し、施設一体型義務教育学校の整備を行うこととした。

本事業では、設計施工一括発注方式により実施することで、本市の求める要望等に最も適した提案を採用し、より効果的かつ効率的に質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

第2節 教育の基本的な考え方と施設整備等方針

1. 小中一貫教育に適した教育環境の整備

小中一貫教育を通して、より良い教育環境を目指し、天明校区の特色を活かした魅力ある学校づくりに向け、義務教育学校を設置する。

義務教育学校では、9年間の一貫した指導や小学校高学年の教科担任制、異学年の交流活動等の多様な教育実践が可能となり、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が期待できる。

2. 社会状況の変化に対応する教育環境の整備

国際化の進展やAI (artificial intelligence) 等の技術革新による超スマート社会 (Society5.0) の到来等、子どもたちを取り巻く環境は変化を続けている。

少子化の影響により、児童生徒数が減少し、教育的機能の維持が困難となっている地域・学校が存在している。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生活様式が大きく変容し、教職員の働き方にも変革が求められている。

これからの予測困難な時代において、子どもたち一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

このような状況を踏まえ、社会の状況に対応し、主体的に行動できる子どもを育む教育環境の整備を行う。

3. 特色あるカリキュラム、教育課程の編成

施設一体型義務教育学校の特色である、教育課程編成の自由度を活かした「先進的・特色あるカリキュラム」、小中学校の教職員組織が一体化することで可能となる「9年間の切れ目のない学びの提供」、日常的な「異学年交流」を相互に関連させたカリキュラムマネジメントを取り入れ、義務教育の質の向上を図る。

4. 避難所機能を有した施設整備

天明中学校は市街化調整区域内にあり、区域内では高さ等、諸条件の調整が必要となるが、関係機関と連携し、児童生徒の安全・安心を確保するとともに、地域住民も避難できる4階建ての施設とする。

5. 通学支援

天明校区において、小中学校の施設の一体化により、通学距離が遠くなってしまいう児童が見込まれるため、安全・安心なスクールバス等での通学を検討する。

6. 「閉校後の校舎の利活用」と「まちづくり」

施設一体型義務教育学校開校後、天明校区の既存の4小学校については閉校となるが、地域にとっては貴重な財産である。閉校後の校舎やグラウンド等の利活用について、地域の声を踏まえ、将来的なまちづくりを見越しながら、有効活用していくことが求められている。

第3節 脱炭素社会に向けた取組推進

熊本連携中枢都市圏が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」においても再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進等を掲げていることから、本施設の整備・運営においても、再生可能エネルギーの利活用や省エネルギーの徹底、ZEB（Net Zero Energy Building）化に向けた取組等を通して、施設の脱炭素化を目指すものとする。

第4節 事業名称

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

第5節 学校施設等の管理者の名称

熊本市長 大西 一史

第6節 事業の内容

1. 事業予定地

所在地：熊本市南区奥古閑町 2146 番地 1

敷地面積：22,867 m²

2. 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から③までに掲げるものとする（以下、これらを総称して「本施設」という。）。

- ① 天明校区施設一体型義務教育学校校舎（以下「新校舎」という。）
- ② 外構（グラウンド、スクールバス停留場、駐車スペース、駐輪場、中庭、植栽、フェンス、道路状拡幅等）
- ③ ①～②までに掲げるもののほか、敷地内に設置する工作物

また、本事業では、上記施設の整備に加え、事業予定地内の既存中学校校舎等の解体・撤去（アスベスト対策を含む。）を行うものとする。

3. 事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式（DB：Design Build）により実施する。

4. 事業期間

本事業の事業期間は、設計建設工事請負契約締結日より令和11年（2029年）3月31日までとする。

第7節 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

1. 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等）
- ② 本施設の設計業務（解体設計、外構、太陽光発電設備等を含む）
- ③ 近隣対応業務
- ④ 電波障害調査業務
- ⑤ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2. 建設・工事監理業務（PPA事業を提案する場合は、太陽光発電を除く）

- ① 建設業務
- ② 什器・備品等の調達・設置業務
- ③ 工事監理業務
- ④ 既存施設等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む）
- ⑤ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ⑥ 電波障害対策業務
- ⑦ 事後調査業務（近隣調査等）
- ⑧ 開校に必要な準備（現場見学会、完成見学会、パンフレット作成（3,000部）、施設に係る利用説明書等）
- ⑨ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

第8節 契約金額（消費税等相当額を含む金額）

落札者が提案した入札金額（落札金額）に消費税相当額を加えた額を契約金額とする。

第9節 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、設計建設工事請負契約書に示す。

(1) 設計費

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和6年度 (2024年度)	完了払い	設計費総額	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く ※設計・施工請負契約書(案)の定めるところにより、設計費総額の30%以内について前払いを請求することも可能

(2) 工事監理費

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和7年度 (2025年度)	部分払い	令和7年度(2025年度)の出来高金額の90%以内	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く
令和8年度 (2026年度)	完了払い	工事監理費総額(上記部分払金を除く)	
令和9年度 (2027年度)	部分払い	令和9年度(2027年度)の出来高金額の90%以内	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く
令和10年度 (2028年度)	完了払い	工事監理費総額(上記部分払金を除く)	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く

(3) 工事費

<既存武道場等解体、新校舎建設分>

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和7年度 (2025年度)	前払い	工事費相当額の40%以内	
令和8年度 (2026年度)	中間前払い	工事費相当額の20%以内	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く
	部分払い	出来高金額の90%以内	
	完了払い (部分引き渡し)	工事費相当額の残額(上記前払金、中間前払金及び部分払金を除く)	

<既存施設等解体・撤去、グラウンド・外構等整備分>

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和9年度 (2027年度)	前払い	工事費相当額の40%以内	契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く
	中間前払い	工事費相当額の20%以内	
	部分払い	工事費相当額の90%以内	
令和10年度 (2028年度)	完了払い	工事費相当額の残額(上記前払金、中間前払金及び部分払金を除く)	

(4) 事前・事後調査経費

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和6年度 (2024年度)	完了払い		契約書に定める各期限までに各業務が完了しない場合を除く
令和10年度 (2028年度)	完了払い		

第10節 事業スケジュール(予定)

設計建設工事請負契約締結	令和6年(2024年)3月
事業期間	契約締結日～令和11年(2029年)3月末日
設計期間	契約締結日～令和7年(2025年)3月末日まで
第1期建設工事期間 (既存武道場等解体、新校舎の建設)	令和7年(2025年)5月～令和9年(2027年)1月末日まで
引渡し日(第1期)	令和9年(2027年)1月末日まで
開校準備期間 (完成見学会、引越し、学校使用説明会含む)	令和9年(2027年)2月～令和9年(2027年)3月末日まで
供用開始日(第1期)	令和9年(2027年)4月1日まで
第2期建設工事期間 (既存施設等の解体・撤去、グラウンド・外構等の整備)	契約締結日～令和10年(2028年)7月末日まで
引渡し日(第2期)	令和10年(2028年)7月末日まで
供用開始日(第2期)	令和10年(2028年)8月1日まで

※本工事は国庫補助事業となるため、工事の着工時期が国庫補助の内定後となる

※事前・事後調査実施時期は、事業者の提案によるものとする。

第11節 本事業の実施に関する契約

本市は、落札者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮契約(設計建設工事請負契約書、要求水準書及び落札者が提案した事業内容をその内容として含む。)を締結する。仮契約は、熊本市議会(以下「市議会」という。)の議決を経た後に、本契約となる。落札者は、当該契約に基づいて本事業を実施するものとする。

第12節 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

1. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

2. モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。

3. モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

4. モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合や是正に従わない場合には、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第13節 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）のほか、関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱及び基準（最新版）についても、適宜参照すること。

詳細については、別途公表する要求水準書を参照すること。なお、要求水準書に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

第3章 入札参加者の備えるべき参加資格要件

第1節 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、複数の企業で構成される共同企業体を結成するものとし、入札参加者のうち、共同企業体を構成するものを構成員といい、構成員から直接業務を受託する者を協力企業という。ただし、建設工事業務については、特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）が構成員となることができるものとする。
- (2) 入札参加者のうち、すべての構成員の担当業務（設計、建設工事及び工事監理をいう。）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者（以下「代表企業」という。）及びその他の構成員の名称を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- (3) 代表企業は、全構成員中最大の出資者であること。なお、建設JVが構成員となる場合は、建設JVの内、最大出資比率の構成員が建設JVの代表者となること。
- (4) 構成員は、それぞれの分担業務について責任を負うとともに、本事業に係る業務全体についても連帯して責任を負うものとする。
- (5) 当該共同企業体は、設計建設工事請負契約の完了後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。また共同企業体構成員は、当該共同企業体が本事業を完了する日まで脱退することができない。
- (6) 本市は、熊本市内に主たる営業所を置く企業が入札参加者又は下請け企業（構成員から業務の一部を受託し又は請け負う者。）として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待する。
- (7) 構成員及び協力企業は、本事業に関して、複数の入札参加者となることはできない。

第2節 業務実施企業の参加資格要件

入札参加者は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、設計、建設工事、工事監理の各業務を行う者は、それぞれ1. 2. 3. 4. の要件を満たさなければならない。5. の要件については、本施設に事業者自らが所有する太陽光発電設備を自らの費用により設置し、その後当該太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る提案を行う場合、PPA事業実施予定企業が要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、工事監理業務は、設計業務及び建設工事業務その他の業務を行う者と同じの者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が実施してはならない。

1. 入札参加者の要件

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ③ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成 18 年告示第 105 号)第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- ④ 熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 7 年告示第 108 号)、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 21 年 1 月 15 日上下水道事業管理者決裁)、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 21 年 7 月 1 日交通事業管理者決裁)又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱指名停止要綱(平成 21 年 4 月 1 日病院事業管理者決裁。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- ⑥ 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と発注者が認めるものでないこと。
- ⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑧ 本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 41 年規則第 15 号。以下「資格審査規則」という。）第 10 条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。
 - 入札参加資格審査申請時点で有資格業者名簿に登載されていない者は、第 3 章第 4 節の手続きに従い競争入札参加資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。ただし、5. に該当する者を除く。

2. 設計業務を行う者の資格

設計業務を行う者は構成員とし、次の①～③をすべて満たす者であること。なお、設計業務を複数の者で実施する場合は、少なくとも 1 者は①～③のすべてを、その他の者は①を満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年（1950 年）法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者。
- ② 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体から直接受託した、延べ床面積（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）4, 0 0 0 m²以上の施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校（小学校（前期課程）と中学校（後期課程）の校舎の全部又は一部が、同一敷地内に一体的に整備されている学校をいう。）の基本設計業務及び実施設計業務（改修工事を除く）を元請として履行した実績を有していること。
- ③ 設計を行う者と参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士の資格を有する者を管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）として配置できること。なお、落札後、本市が必要と認めた場合、設計を行う者は当該管理技術者を変更することができるものとする。

3. 建設工事業務を行う者の資格

建設工事業務を行う者は構成員とし、単体企業又は建設 JV とする。単体企業で参加する場合には、①～⑥の、建設 JV を結成する場合は、代表建設構成員は①～⑦のすべてを、その他の建設構成員は①②⑤⑥及び⑦の要件を満たすこと。

- ① 建築一式工事については、建設業法（昭和 24 年（1949 年）法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ② 建築一式工事について、有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注し、完成した延べ床面積（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）4, 0 0 0 m²以上の建築物の新築、増築又は改築の施工（改修工事を除く）実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者のものに限る。
- ④ 次の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - i) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けたものであること。
 - ii) 監理技術者の場合、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設一式工事に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 5 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - iii) 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以降に、元請けとして、官公庁が発注した建築物の新築、増築又は改築の工事に全工期にわたって従事した実績を有するものであること。
 - iv) 建設業法上の営業所における専任の技術者でない者であること。

- ⑤ 建設業法第 27 条の 23 に規定する規定する経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における建築一式工事の総合評定値が建設企業のうち 1 者以上が 1,000 点以上の者であること。その他の者は 850 点以上であればよいものとする
 - ⑥ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入事業者（法令により適用除外とされている場合を除く。）でないこと。
 - ⑦ 建設 JV の結成にあたっては、共同施工方式（以下「甲型 JV」という。）によるものとし、次の i～iii をすべて満たしていること。
 - i) 建設 JV の代表建設構成員は出資比率が構成員中最大の企業であること。
 - ii) 建設 JV の建設構成員数は 2 者又は 3 者とする。
 - iii) 建設構成員当たりの出資比率は、構成員数に応じ以下の基準を満たすこと。
 - ・ 2 者の場合、30%以上
 - ・ 3 者の場合、20%以上
- ※甲型 JV の詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。
 URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html

4. 工事監理業務を行う者の資格

工事監理業務を行う者は構成員とし、次の①～③をすべて満たす者であること。なお、工事監理業務を複数の者で実施する場合は、少なくとも 1 者は①～③のすべてを、その他の者は①の要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年（1950 年）法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ② 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体から直接受託した、延べ床面積（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）4,000 m²以上の公共施設の工事監理業務（改修工事を除く）を元請として履行した実績を有していること。
- ③ 工事監理企業と参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を配置できること。

5. 太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給する PPA 事業を提案する場合の資格

太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給する PPA 事業を提案する場合、構成員又は協力企業とし、次の①及び②の要件を満たすこと。

- ① 熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第5条に規定する熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 本事業と類似の事業受注実績（高圧又は低圧施設において、太陽光発電設備をPPA方式で履行した実績が1件以上）を有すること。ただし、官公庁が発注したものでなくても構わない。

第3節 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者。
- (3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- (5) 本市が、本事業に係るアドバイザー業務を委託している者、及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所（東京都中央区）
 - ・ 竹澤建築設計工房（千葉県船橋市）
 - ・ シリウス総合法律事務所（東京都千代田区）
- (6) 第6章の第1節に記載の事業者選定審議会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針（案）を公表した令和5年（2023年）6月23日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- (7) 過去1年間に於いて消費税、地方消費税並びに本市市税の滞納がある者。

第4節 参加資格者名簿に登録されていない者の参加

第2節 1. ⑧又は第2節 5. ①に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争入札参加資格審査申請書又は物品競争入札（見積）参

加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出しなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

1. 資格審査申請書の交付方法及び場所

熊本市ホームページへの掲載又は下記第4節 5. (1) (2) での配布の方法により交付するものとする。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、休日及び正午から午後1時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（ファックス、電子メール）による交付は行わない。

2. 提出方法

提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「事業名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、休日及び正午から午後1時までを除く。）。

3. 提出期限

第5章 4. (1) で示す参加表明書等提出期限日の午後4時までとする。郵送する場合は、同日の午後5時15分までに必着（配達完了していること。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）とする。

4. 資格審査申請書の作成に用いる言語等

資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5. 提出場所及び送付先

(1) 「競争入札参加資格審査申請書」の提出及び送付

ア 郵送のみ

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部工事契約課）宛

(2) 「物品競争入札（見積）参加資格審査申請書」の提出及び送付

ア 持参する場合

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎6階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

イ 郵送する場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

第5節 入札参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、第5章第2節5.で示した一次審査（参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類）の提出期限日とする。ただし、第3章第4節の申請（熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、令和5年（2023年）10月4日（水）までに、代表企業に書面により通知する。

参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、設計建設工事請負契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、設計建設工事請負契約を締結しないこととする。

第6節 入札参加者の変更

入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り変更を認める。

- (1) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を満たす構成員を補充し、参加資格等を確認の上、本市が認めたとき。
- (2) 参加資格要件を欠いた構成員を除く構成員ですべての参加資格等を満たすことを本市が認めたとき。

第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 募集及び選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的な施設整備を求めることから、事業者の選定に当たっては、事業者の設計能力、施工能力を総合的に評価することが必要である。従って、入札説明書等で定める条件や要求水準書を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により落札者を選定する。

なお、本事業は WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

第2節 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和 5 年（2023 年）8 月 16 日	入札の公告、入札説明書等の公表
令和 5 年（2023 年）8 月 25 日	第 1 回入札説明書等に関する質問受付締切
令和 5 年（2023 年）8 月下旬	第 1 回入札説明書等に関する質問・回答の公表
令和 5 年（2023 年）9 月 19 日	一次審査（参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類）の受付締切
令和 5 年（2023 年）10 月 4 日	一次審査（資格審査）結果通知
令和 5 年（2023 年）10 月 6 日	第 2 回入札説明書等に関する質問受付締切
令和 5 年（2023 年）10 月 16～17 日	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和 5 年（2023 年）10 月下旬	第 2 回入札説明書等に関する質問・回答、個別対話・回答の公表
令和 5 年（2023 年）11 月 27 日	二次審査（入札及び提案に係る書類）の受付締切
令和 5 年（2023 年）12 月中旬	ヒアリング
令和 5 年（2023 年）12 月下旬	落札者の決定
令和 6 年（2024 年）1 月上旬	仮契約の締結
令和 6 年（2024 年）3 月上旬	市議会の議決

第5章 入札手続等

第1節 担当窓口

本入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。また、各手続、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り以下を窓口とする。

熊本市教育委員会事務局 教育総務部 教育改革推進課

電 話：096-328-2708

E-mail：kyouikukaikaku@city.kumamoto.lg.jp

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

第2節 事業担当課

本入札説明書等に関する事業担当課への直接の問い合わせは控えること。

1. 学校施設の設置、管理及び廃止等に関すること

教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課

2. 児童育成クラブ等に関すること

教育委員会事務局 教育総務部 放課後児童育成課

3. 教育課程及び物品の調達等に関すること

教育委員会事務局 学校教育部 指導課

4. 児童生徒の指導・支援及び特別支援教育等に関すること

教育委員会事務局 学校教育部 総合支援課

5. 学校保健及び学校給食等に関すること

教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課

第3節 入札に関する手続

1. 入札説明会

入札説明会は実施しない。

2. 資料の閲覧及び貸出し

閲覧資料の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

(1) 閲覧期間：令和5年6月23日（金）～令和5年11月13日（月）

（閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 閲覧場所：上記第5章第1節の担当窓口

3. 入札説明書等に関する第1回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：入札説明書等公表の日から令和5年（2023年）8月25日（金）午後5時まで
- (2) 受付方法：「別紙1 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、上記第5章第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。なお、電子メール送信後、市に電話にて受領確認を行うこと。
- (3) 回答：令和5年（2023年）8月下旬頃に本市ホームページ上に公表する予定である。

4. 一次審査（参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類）の受付

入札参加者は、本事業への参加表明書及び入札資格審査に関する提出書類を以下の期間に提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留等配達記録が残る方法により、令和5年（2023年）9月19日（火）必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。書類の提出を行った入札参加者には受付番号（記号）を通知する。

- (1) 受付期間：令和5年（2023年）9月12日（火）から令和5年（2023年）9月19日（火）までの、午前9時から午後5時までとする（ただし、休日及び正午から午後1時までを除く）。
- (2) 提出場所：上記第5章第1節の担当窓口。なお、封筒の表面に申請する「事業名」及び「入札参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類在中」を明記すること。
- (3) 提出書類：第9章提出書類（様式集を参照）
- (4) 提出部数：1部を提出すること。
- (5) 結果通知：令和5年（2023年）10月4日（水）

5. 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第2回質問を以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：入札説明書等に関する第1回質問の受付締切日から令和5年（2023年）10月2日（月）午後5時まで
- (2) 受付方法：「別紙1 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、上記第5章の第1節の担当窓口にてEメールにより提出すること。なお、電子メール送信後、市に電話にて受領確認を行うこと。
- (3) 回答：令和5年（2023年）10月下旬頃に本市ホームページ上に公表する予定である。

6. 入札説明書等に関する個別対話

本市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨・入札説明書等の意図を理解することを目的として、本市と入札参加者との個別対話を以下のとおり実施する。

- (1) 開催日時：令和 5 年（2023 年）10 月 16 日（月）及び 17 日（火）予定
※開催日時は予定であるため、上記以外の日に実施する場合もある
- (2) 開催場所：別途通知する。
- (3) 参加資格：本事業の入札参加者とし、組成を予定している複数社でまとめて申し込むこと。この場合の開催場所での参加人数は合計で 4 名以内とする。
- (4) 申込方法：「別紙 2 個別対話参加申込書及び個別対話の議題」に必要事項を記載の上、令和 5 年（2023 年）10 月 6 日（金）午後 5 時までに、上記第 5 章の第 1 節の担当窓口にて E メールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった入札参加者全てに個別に連絡する。
- (5) 公表等：個別対話の内容は、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和 5 年（2023 年）10 月下旬頃に本市ホームページにおいて公表する予定である。

7. 二次審査（入札書及び提案書）の受付

4. (5) の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書及び提案書（添付資料含む。以下同じ。）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留等配達記録が残る方法により、令和 5 年（2023 年）11 月 27 日（月）必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。また、電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。提出書類については、様式集及び作成要領に基づき作成し、提出すること。

- (1) 受付期間：令和 5 年（2023 年）11 月 20 日（月）から令和 5 年（2023 年）11 月 27 日（月）までの平日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所：上記第 5 章の第 1 節の担当窓口
- (3) 提出方法：持参又は郵送すること。
- (4) 提出書類：第 9 章提出書類（様式集を参照）
- (5) 提出部数：正本 1 部及び副本 15 部を提出すること。
- (6) なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式 3-1 入札辞退届」を、入札及び提案に係る書類の提出期限までに、上記第 5 章の第 1 節の担当窓口まで提出すること。
- (7) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

8. ヒアリングの実施

本市は、入札参加者に対し、令和5年（2023年）12月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、代表企業に別途連絡する。

なお、ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該入札は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等、市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、入札手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとする。

9. 入札の手順

- (1) 入札参加資格審査に関する提出書類及び入札書類審査に関する提出書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (2) 入札参加資格審査に関する提出書類及び入札書類審査に関する提出書類が全て揃っている入札参加者の資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
- (3) (1)、(2)の参加資格を確認し、審査結果を書面により令和5年（2023年）10月4日（水）までに随時郵送する。
- (4) 参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札及び提案に係る書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- (5) 入札及び提案に係る書類が全て揃っている入札参加者の提出書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- (6) 開札は、入札参加者立ち合いの下で行う。入札書は、令和5年（2023年）12月8日（金）午前10時に以下の会場において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
会場：熊本市教育委員会事務局7階D会議室
（熊本市中央区花畑町9番6号Spring熊本花畑町）
- (7) 入札執行回数は、1回とする。
- (8) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、撤回、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- (9) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (10) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、各提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に第3章に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

- (11) 7. の方法によらないで提出された入札書及び提案書（期限までに到達しなかった場合を含む）は、これを無効とする。
- (12) 提案書の提出がない場合は、当該入札を無効とする。
- (13) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (14) 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。なお、価格評価点の算定においては、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を対象とする（落札者決定基準を参照）。
- (15) 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和 5 年（2023 年）12 月下旬までに決定通知を行う。

10. 落札者の決定及び公表

令和 5 年（2023 年）12 月下旬に落札者を決定し、本市ホームページ上で公表する。

11. 仮契約の締結

本市は、落札者と仮契約を締結し、仮契約は熊本市議会の議決を経た後に、本契約となる。

なお、市議会の議決に付すべき契約については、落札者の決定後、市議会の議決を経た後に正式契約するときまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、仮契約を締結する前には仮契約を締結せず、仮契約を締結した後にあっては仮契約を解除する。

これらの場合において、落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。

- ① 落札者決定後に指名停止要綱に基づく指名停止を受けたとき。
- ② 入札公告の競争入札参加資格を満たさなくなったとき。
- ③ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

第4節 入札参加に関する留意事項

1. 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2. 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3. 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則による。ただし、納付が必要である者については後日通知する。

4. 本事業において使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

5. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(3) その他

提出された書類については、変更できないものとする。

なお、審査後、落札者以外の提出書類は返却しない。

6. 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7. 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- (2) 事業名及び入札金額のない入札書類
- (3) 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- (4) 事業名に誤りのある入札書類
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書類
- (6) 入札金額を訂正した入札書類
- (7) 虚偽の記載がある入札書類
- (8) 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- (9) 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- (10) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- (12) 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- (13) 入札保証金の納付が必要な場合に、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が

不足するもの

- (14) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書類

第5節 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合であっても、入札を執行するものとする。

第6節 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第7節 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果について教育改革推進課での閲覧及びインターネットにより公表を行うものとする。

第8節 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

第9節 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

第10節 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、6,050,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）。

第6章 事業者選定の概要

第1節 事業者選定方式

本事業では事業者による効率的・効果的な施設整備を求めることから、事業者の選定に当たっては、事業者の設計能力、施工能力を総合的に評価することが必要である。従って、入札説明書等で定めている条件や要求水準書を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定する。

第2節 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

資格審査	入札参加者の資格審査をもって行う。
提案審査	価格評価及び技術評価をもって行う。

資格審査においては、入札参加者の参加資格について本市が審査を行う。なお、資格審査の結果は、入札参加者の資格要件のみを審査し、提案審査における評価には資格審査の結果を反映させないこととする。

提案審査においては、基礎審査項目の充足の有無の審査を本市が審査し、本事業の各業務に関する具体的な提案内容については、本市が設置した天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会（以下「選定審議会」という。）が入札参加者から提出された提案審査に関する提出書類の加点項目審査を行い、本市が選定審議会からの報告を受けて、落札者を決定する。

第3節 選定審議会

落札者の選定は、以下の学識経験者等で構成する選定審議会にて行う。選定審議会は、落札者決定基準等落札者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

選定審議会の委員は、次のとおりである。

分野	氏名	所属・役職
学識経験者	竹内 裕希子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
学識経験者	田中 智之	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
法曹関係者	藤木 美才	ふじき法律事務所 弁護士
庁内関係者	榎木 敏之	熊本市立天明中学校長
庁内関係者	内村 智	首席審議員兼学校施設課長

第4節 入札書類の審査

1. 資格審査

入札参加者の代表企業及び構成員が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

2. 提案審査

(1) 提案審査に関する提出書類の確認

提出された提案審査に関する提出書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本市において確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加者の提案内容等が、基礎審査項目を充足しているかについて本市が審査を行う。基礎審査項目を充足している場合は適格とし、充足していない場合は失格とする。

審査項目	審査基準	主な対応様式
① 事業計画	実現可能な事業工程となっており、事業条件が満たされていること	提案書（事業計画に関する事項、事業スケジュール）
	各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと	提案書（提案価格に関する事項）
② 設計業務	要求水準を満たしていること	提案書（設計業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール）、基礎審査項目チェックシート
③ 建設・工事監理業務	要求水準を満たしていること	提案書（建設・工事監理業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール）、基礎審査項目チェックシート

(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、選定審議会において性能評価として加点項目審査を行う。加点項目審査は、入札参加者の提案内容について、評価項目ごとの加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は最大 700 点とし、その内訳は落札者決定基準「別紙 加点項目審査の評価基準」に示す。

なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算にあたり、小数点以下がある場合は第 2 位を四捨五入するものとするが、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

詳細は、落札者決定基準を参照すること。

(4) 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大 300 点）については、入札書に記載された提案価格で行うものとし、提案価格に対して価格評価点を算定する。

価格評価点の算定にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入したうえで、小数点第 1 位までを得点とすることとし、価格評価点の上限を 300 点とする。なお、予定価格を超える場合は失格とする。

詳細は、落札者決定基準を参照すること。

(5) 総合評価点の算定及び最優秀提案の選定

性能評価点と価格評価点を、規定の算定式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

詳細は、落札者決定基準を参照すること。

3. 落札者の決定

本市は、提案審査の結果に基づいて選定審議会により選定された最優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を優秀提案者とする。また、性能評価点も同点の場合は、当該者にくじを引かせて優秀提案者を選定する。

4. 落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を公表する。

第7章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

第1節 立地条件等

1. 事業予定地の前提条件

本施設の対象施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

(1) 事業予定地

熊本市南区奥古閑町 2146 番地 1

(2) 敷地面積

約 22,867 m²

(3) 用途地域

市街化調整区域（建ぺい率 40%，容積率 80%）

法 34 条 11 号指定区域（集落内開発制度指定区域）

(4) その他地域地区等

防火地域等：なし、高度地区：なし

地区計画等：なし、建築協定：なし

(5) 緑化面積

敷地面積の 20%以上を目標とする

(6) 埋蔵文化財包蔵地

なし

(7) 都市計画法に基づく開発許可

法第 33 条の技術基準、法第 34 条の立地基準への適合が必要

(8) 接続道路

- ・ 西側：奥古閑町第 6 号線（最小幅員 3.8m／最大幅員 6.8m）
- ・ 南側：奥古閑町第 7 号線（最小幅員 2.9m／最大幅員 7.8m）
- ・ 北側：奥古閑町第 5 号線（最小幅員 3.3m／最大幅員 6.1m）

(9) インフラ

事業予定地のインフラ状況は次のとおりである。詳細については要求水準書「資料7 事業予定地設備インフラ現況図」を参照すること。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。

インフラの引込にあたり負担金が必要となる場合は、本市が負担する。ただし、新校舎の配置計画により必要となる既設インフラの切り回しや移設等に関する費用は事業者が負担すること。

ア 給水

- ・ 北側（奥古閑町第5号線）に配水管 DAφ200、南側（奥古閑町第7号線）に配水管 VPφ100がある。

イ 排水

- ・ 汚水排水：現状、公共下水道なし（下水道処理区域内 整備予定あり）。要求水準書「閲覧資料4 下水道整備計画図」参照

既存設備：単独浄化槽	100人槽	接触バッキ式	1式
	80人槽	平面酸化式	1式
	50人槽	接触バッキ式	1式

- ・ 雨水排水：道路側溝へ排水。

ウ 都市ガス

- ・ なし。

エ 電力

- ・ 北側道路西寄りに電柱及び電線がある。

オ 通信

- ・ 南側道路にNTT柱及び電話線がある。

2. 整備対象施設

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

第2節 施設の設計、建設等の提案に関する条件

施設の設計、建設、工事監理等の提案に関する条件は、第2章「第7節 事業の対象範囲」で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

第3節 本市の費用負担

本市が実施するモニタリングに係る費用は、本市が負担するものとする（事業者側に発生する費用を除く）。

第4節 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日をもって、本施設等の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用する事ができる。

第5節 保険

設計建設工事請負契約書（案）に基づくものとする。

第6節 本市と事業者の責任分担

1. 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

2. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、実施方針「資料1 リスク分担表」のとおりである。

本市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については設計建設工事請負契約書（案）を前提とする。

なお、本市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

第8章 契約に関する事項

第1節 契約手続

1. 契約の条件

本市と落札者は、契約（設計建設工事請負契約）の締結に関する共同企業体協定書について速やかに合意するとともに、共同事業体設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、熊本市議会の議決を要するため、当該仮契約は、市議会での当該仮契約の締結に係る議案の議決を経て本契約となる。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

2. 市議会の議決

本市は、設計建設工事請負契約の締結に関する議案を令和6年（2024年）第1回定例市議会に提出する予定である。

3. 契約の解除

落札者決定後、本契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第3章の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結せず、又は解除することがある。

第2節 契約の枠組み

1. 対象者

JV

2. 締結時期及び事業期間

仮契約 令和6年1月上旬

市議会の議決 令和6年3月上旬

事業期間は、設計建設工事請負契約締結日より令和11年3月末日までとする。

3. 契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する契約は、設計建設工事請負契約書（案）によるものとし、設計建設工事請負契約書（案）の内容は、原則として誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び設計建設工事請負契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、建設・工事監理に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

第3節 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に消費税及び地方消費税等相当額を加算した金額とする。

第4節 契約保証金

本事業の契約は、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 22 条に定めるところにより、契約保証金の納付を要するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第5節 事業者の契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。

第6節 技術者の配置について

- (1) 落札者は、競争入札参加資格要件を満たすと評価された配置予定技術者（以下本号において「配置予定技術者」という。）を、本工事の現場に主任技術者又は監理技術者として配置するものとする。なお、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任で配置できること。さらに、営業所における専任の技術者でないこととする。
- (2) 落札者の決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス」（以下「CORINS」という。）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 配置予定技術者が複数名いる場合は、契約締結日において配置する技術者（以下本号において「配置技術者」という。）を確定することとし、それ以降における他の配置予定技術者への変更は認めないものとする。ただし、余裕期間を設定した案件については、実工事期間の始期までは、他の配置予定技術者への変更を認めるものとする。
- (4) 配置予定技術者又は配置技術者は、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合において発注者（本市）の承認を得たときを除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 発注者（本市）が配置予定技術者又は配置技術者の変更を承認したときは、落札者は、第 3 章第 2 節において参加資格要件として付した技術者の条件を満たし、かつ変更前の配置予定技術者又は配置技術者と同等以上の資格及び経験を有する（総合評価における評価点により判断）者を配置しなければならない。
- (6) 配置予定技術者又は配置技術者を本事業に配置できなくなり、さらに変更後の技術者を配置できないときは、病休、死亡、退職等のやむを得ないと認められる事由がある場合を除き、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。この場合において、契約前にあっては、契約を締結しないことがあり、契約後にあっては、契約の解除等の措置をとることがあるものとする。
- (7) その他、主任技術者又は監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアル

ル」(平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号)によるものとする。

第9章 提出書類

提出書類は、次表のとおりとする。作成方法の詳細は、様式集を参照のこと。

1. 入札参加資格審査

1. 参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
2. 資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-2)
・建設工事業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-3)
・工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	(様式 2-4)
・太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給する PPA 事業に係る契約を本市と締結する者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 2-6)
・委任状（構成員及び協力企業→代表企業）	(様式 2-7)
・委任状（代表企業用）	(様式 2-8)
・事業実施体制	(様式 2-9)
・共同企業体協定書の写し	(書式自由)
・会社概要書（代表企業及び構成員の全企業）	(書式自由)
・定款（代表企業及び構成員の全企業）	(書式自由)
・決算報告書（代表企業及び構成員の全企業、直近 3 箇年）	(書式自由)
・登記簿謄本（代表企業及び構成員の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・納税証明書（代表企業及び構成員の全企業、直近 3 箇年） その 1、その 3 の 3	(書式自由)
その他	
・辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)

2. 入札書及び提案書に係る書類審査

○ 入札書類審査に関する提出書類	
・ 入札書類審査提出書	(様式 A-1)
・ 入札参加者構成表	(様式 A-2)
・ 入札書	(様式 A-3)
・ 入札価格内訳	(様式 A-4)
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
○ 提案書	
・ 事業計画に関する事項	(様式 B-1～3)
・ 設計業務に関する事項	(様式 C-1～8)
・ 建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～3)
・ 環境配慮に関する事項	(様式 E-1～2)
・ 事業スケジュール表	(様式 F-1)
・ 計画図面等提案書類	(様式 G-1～18)
○ 基礎審査項目チェックシート	(様式 H-1)

第10章 その他

第1節 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、設計建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、設計建設工事請負契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第2節 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、設計建設工事請負契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、設計建設工事請負契約を解約することができる。
- (3) 前 2 号により設計建設工事請負契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、設計建設工事請負契約を解約することができる。
- (2) 前号により設計建設工事請負契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、設計建設工事請負契約を解除することができるものとする。
- (3) 前号の規定により本市又は事業者が設計建設工事請負契約を解除した場合の措置は、設計建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。
- (4) 不可抗力の定義については、設計建設工事請負契約書（案）に示す。